

人事院公示第3号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年3月14日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～七の二 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～七の二 (略)
八 人事院規則9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(12) (略)	八 人事院規則9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(12) (略)
<u>(12の2) 第12条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている家畜伝染病について定めること。</u>	(新設)
<u>(12の3)</u> (略)	<u>(12の2)</u> (略)
(13)～(52) (略)	(13)～(52) (略)

九～二十一 (略)	九～二十一 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、平成31年3月14日から効力を発生する。